

当事者こそが法律・制度を 「つくる・変える」主体

山崎 菊乃

2022年5月の国会で、66年ぶりに売春防止法が改正された。同時に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が成立した。66年間、この国は暴力や虐待、貧困にさらされ行き場を失った女性を「要保護処分・保護更生の措置」の対象としてきた。さかのぼれば、DVについても、2001年にDV防止法が施行されるまで、夫から妻への暴力は夫婦げんかとして、警察や行政は不介入であった。

私は1997年、3人の子どもを連れて夫の暴力から逃れ、シェルターを利用した。シェルターを退所した後、新しく暮らし始めたアパートで私が一番最初にしたことは、電話を引くことであった。当時、携帯電話は普及しておらず、なけなしの所持金から数万円を払って電話債権を購入した。理由は、夫が来たら110番するため。慣れない土地で私は不安でいっぱいだった。引っ越して間もなく警察官が巡回調査のために訪れた。私は警察官に事情を説明し、夫が捜索願を出しているが決して対応しないでほしいとお願いした。警察官は「たいへんでしたね。わかりました。」と帰っていった。しかし3日後、私の母から電話があった。警察が、捜索願を出していた夫に私の居所を伝えようと電話をしたが留守だったので、私の母に連絡をしたと言うのだ。私は恐怖に引きつり、交番に走っていき、なぜ夫に連絡をしようとしたのかと詰め寄った。すると警察官は「規則ですから」と言った。「殺人や暴行事件が起きたらどうするつもりか」と私が言うと、「そのときは110番通報してください」と言い放ったのだった。

法律がないと私たちは殺され続ける。私は、同じ経験をした女性やシェルターを立ち上げた女性運動家たちと国会や国の省庁を訪れ、DVの現実を訴えた。共感してくれた党派を超えた女性国会議員たちが立ち上がり、DV防止法が成立した。

法律は必要としている人が主体となってつくられるべき、ということを痛感した。閣議で国民が知らないうちに成立している法律が多い中、この思いはますます強くなっている。



PROFILE

やまざききくの：NPO 法人女のスペース・おん代表理事。NPO 法人全国女性シェルターネット共同代表。1997年、3人の子どもを連れてシェルターに入所。2005年よりNPO 法人女のスペース・おんスタッフになり、被害者支援を行う。また、北海道男女平等参画審議会委員、内閣府DV加害者プログラム検討委員会委員等、DV・性暴力に関する施策提言を行っている。